

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年5月14日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【雑固体廃棄物焼却設備建屋内における工所用機材仮置方法の不適切な取扱いについて】</p> <p>協力企業が、当社社員による現場パトロールにおいて、雑固体廃棄物焼却設備建屋1階、焼却炉(A)南側に仮置きされている工所用機材について、下記2点の指摘を受ける。</p> <p>1. 工所用機材の仮置き申請中であっても仮置きしても良いルールとなっているが、その期間の目安は約1週間程度。当該場所は、最大3ヶ月弱の期間において申請中の状態が継続している。</p> <p>2. 仮置き中の記載項目に主管グループの記載が無く、主管グループの許可を受けているか不明であるとともに関与が不明確。</p> <p>協力企業へ、工所用機材仮置方法及び仮置き表示の差し替えを指導した。</p> <p>今後、原因調査及び再発防止対策を検討する。</p>	GⅢ	5月10日
2	<p>【雑固体廃棄物焼却設備用危険物屋外タンク貯蔵所の防油堤周囲の空き地への仮置きについて】</p> <p>当社社員による現場パトロールにおいて、雑固体廃棄物焼却設備用危険物屋外タンク貯蔵所の防油堤周囲の空き地へ、物品が置かれているが法規制の要求事項を一時的に満足していない状態で仮置きされていたことを確認。仮置き表示に記載されていた主管グループへ、危険物屋外タンク貯蔵所の防油堤周囲の空き地における法規制の要求事項について指導した。</p> <p>今後、原因調査及び再発防止対策を検討する。</p>	GⅢ	5月10日
3	<p>【サブドレン浄化設備建屋南側の仮設集積場所設置表示の期限超過について】</p> <p>原子力保安検査官の現場パトロールにおいて、サブドレン浄化設備建屋南側の仮設集積場所設置表示の期限超過を指摘された。</p> <p>仮置き表示に記載されていた主管グループへ、仮置き表示の差し替えを指導。速やかに最新版へ差し替え済み。</p> <p>今後、原因調査及び再発防止対策を検討する。</p>	GⅢ	5月10日
4	<p>【FタンクエリアJ3タンクのフランジ接合部からの水の滴下について】</p> <p>協力企業作業員がFタンクエリアのタンクパトロールをしていたところ、J3タンクのフランジ接合部から、12秒から13秒に1滴程度の水の滴下を確認。</p> <p>滴下した水は、堰内に留まっており、滴下範囲は約50cm×約30cm×深さ約1mmであること、5・6号機滞留水であることを確認。</p> <p>滴下範囲の拡大防止のため、滴下箇所に水受けを設置し、滴下水を集水するとともに養生を実施。</p> <p>今後、原因調査、および応急対策として止水材にて漏えい箇所を補修予定。</p> <p>また、Fタンクエリアでのフランジタンクからの漏えいが連続して発生していることを踏まえ、定期パトロールと共に、タンク内に貯留している水の処理を進め、貯留量を減らしていく予定。</p>	GⅢ	5月12日